

尾張旭市議会基本条例（案）に対して寄せられたご意見と市議会の考え方

- 1 意見募集期間
平成30年7月2日（月）から8月3日（金）まで
- 2 意見の数
2名 21件
- 3 意見内容と市議会の考え方

	意見の概要	市議会の考え方
1	前文において、この条例の制定の目的を「議会及び議員が活動していくに当たって最も根幹となる最高規範」としてください。	検討会の協議の中で「最高規範」という位置づけについての議論が行われましたが、本市議会で現状行われていることを明記することを本条例の出発点としており、今後検討を重ねる中で「最高規範」という理念にふさわしい条例とすることを目指していくこととするため、原案のとおりといたします。
2	第1章において、この条例が議会活動の最高規範であることを規定してください。	上記1と同様。
3	第2条に、「政策の立案並びに提言に努める」という文言を追加してください。	第2条第2号にも含まれていることであり、政策立案についての明記は今後、手段・手順などを協議していく中で検討してまいります。
4	第5条において、全員協議会を原則公開することを明記してください。	原案どおりとし、個人情報の問題、全員協議会のあり方も含め、本条例とは別に今後検討してまいります。
5	第3章において「議会報告会・意見交換会」を見出しとして取り扱うのは、適切ではありません。 広報又は広聴の見出しの中に組み入れることを提案します。	議会報告会及び意見交換会は、議会がまとまる上で重要な会であり、現在の議会報告会では意見交換の時間を増やしており、本市議会としては原案のとおりとし、今後検討してまいります。
6	第3章の見出し「広報・広聴」を別々に分けてください。	上記5と同様。

	意見の概要	市議会の考え方
7	第8条に広聴に関する記述がほとんどありません。充実してください。	上記5と同様。
8	第6章の見出しを、「委員会の活動」ではなく、委員会全体として捉え「委員会」に変更してください。	委員会のことは尾張旭市議会委員会条例に規定されていますので、原案のとおりといたします。
9	第15条において、委員会の所管とは何かを明記してください。	上記8と同様。
10	条例の構成から見て「委員会」は第9章に移動するのが適切です。	上記8と同様。
11	第17条の見出しを（議会のあり方検討会の設置）から（プロジェクトチームの設置）に変更してください。	検討会またはプロジェクトチームの設置においては、権限を持たせた会議体の設置を今後検討していくこととし、その結果により条例の整備を図っていくこととしたため、現状においては原案のとおりといたします。
12	第9章 議会機能の充実強化に「委員会」という見出しを追加してください。	上記8と同様。
13	第19条の条文の「議員の資質の向上」はあくまでも議員個人に帰属するものであるため、文言を削除してください。	議会機能の充実強化にあたって、議員の資質向上は不可欠と考えます。また、それをサポートする議会事務局は、議長の直轄として監視機能など重要な役割がありますので、原案のとおりといたします。
14	議員に本条例の研修を義務付けることを規定してください。	本条例に対する議員の関わり方は第26条に記してあるため、原案のとおりといたします。
15	第24条において、議員報酬に関する議論に市民の意思を反映するようにしてください。	議員報酬に関しては、尾張旭市特別職報酬審議会に諮っており、委員には市民が含まれていますので、原案のとおりといたします。

	意見の概要	市議会の考え方
16	第11章の見出しを「災害時の議会並びに議員の対応」へ変更してください。	ご意見を受け、第11章の見出しは「災害時の議会対応」と変更いたします。
17	第12章において、本条例の検証及び見直しは、毎年行うように変更してください。	第12章において、本条例を検証する場所を議会運営委員会と明記している点は、本市の条例の特色であると考えています。随時の検証とすることで、議会運営委員会の開催に伴い検証・見直しの実施機会創出を図ることができるというメリットがあるため、原案のとおりといたします。
18	第12章において、本条例の検証及び見直しの結果を公表する旨を明記してください。	上記17と同様。 また、明記がなくとも検証及び見直しの結果は公表してまいります。
19	第13章において、委任の内容を明確にするため、「この条例の施行に必要な事項は」と記述してください。	第13章の条文は、市の条文の例に倣っており、原案のとおりで特に支障がないと考えます。
20	目次の第4章に「議会と行政の関係」とあるが、本文では「議会と市長等の関係」となっています。	目次が誤っておりますので、「議会と市長等の関係」へ変更いたします。
21	目次の第13章 委任の後ろに「(第27条)」が抜けています。	目次が誤っておりますので、「(第27条)」を追加するよう変更いたします。